

七月一日から

# 乳幼児等医療の負担額0円の年齢を拡大

七月一日から、乳幼児等医療費助成制度を拡充し、0歳から小学校三年生までの乳幼児、児童の保険医療機関での自己負担額（保険診療分）を無料化いたします。

また、小学校四年生から六年生までの児童についても、入院時の自己負担額（保険診療分）を助成することになりました。

## 医療証の発行と手続き

### 【小学校三年生まで】

乳幼児等医療費助成制度の対象となる小学校三年生までの乳幼児、児童については、引き続き乳幼児等医療費受給者証をお送りします。

### 【小学校四年生以上】

小学校四年生以上の児童については、医療証を発行しません。したがって、医療機関で、いったん自己負担額をお支払いいただき、申請により自己負担額を助成することになります。（加入する健康保険から高額療養費が支給された場合や付加給付を受けられた場合は、支給後の自己負担額を助成します）

母子家庭等医療費受給者証および重度障害者医療費受給者証をお持ちの方も、申請により入院についての一部負担金が助成されます。  
**助成の手続き**  
申請に必要なもの

健康保険証（母子家庭等医療費受給者証および重度障害者医療費受給者証をお持ちの方は医療証）

印鑑

領収書

助成額を振り込む口座番号（郵便局以外）のわかるもの  
申請窓口

各庁舎窓口センター

この助成制度には所得制限がありません。申請前に保険・医療課までお問い合わせください。

問い合わせ

市民生活部保険・医療課

（滝野庁舎）

☎48・3004

# 特定健康診査未受診の方へのご案内

まちぐるみ総合健診を受診されていない方のうち、加東市国民健康保険に加入されている四十歳から七十四歳までの方は、個別に特定健康診査を受けることができます。

## 特定健康診査とは

四十歳から七十四歳の方を対象に実施される健診で、身体測定、血圧、血液検査など、主にメタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）の危険因子を調べる検査が中心です。

四月から五月にかけて実施しましたまちぐるみ総合健診での特定健康診査を受診されていない方について、次の要領で個別健診の機会を設けることになりましたのでご案内いたします。

申込者には医療機関一覧表をお送りします。

利用者負担額  
千八百円

申込方法

保険・医療課へ電話でお申し込みください。

申込期限

七月三十一日（木）

受診方法

申し込まれた方には、「受診券」「総合健診受診票」「採尿容器」などをお送りしますので、直接ご希望の医療機関へ申し込みのうえ、受診してください。

申し込み・問い合わせ

市民生活部保険・医療課

（滝野庁舎）

☎48・3002

平成20年7月診療分から

負担区分	負担額	
	外来	入院
0歳児～ 小学校3年生	0円	0円
小学校4年生～ 小学校6年生	3割負担	申請により 全額助成

保険診療分のみ（入院時食事標準負担額は除く）が対象となります。

## 福祉医療費受給者証が 新しくなります

現在お持ちの受給者証が、7月1日から新しい受給者証に変わります。これに伴い、該当する受給者のみなさまには、新しい受給者証を6月末までにお送りします。

### 該当する受給者証

65歳から69歳の老人医療費受給者証<sup>老</sup>

重度障害者医療費受給者証<sup>障</sup>

高齢重度障害者医療費受給者証<sup>高</sup>

乳幼児等医療費受給者証<sup>乳</sup>

（平成11年4月2日以降に出生の乳幼児が該当）

母子家庭等医療費受給者証<sup>母</sup>

（現況届を提出された方）

各健康保険発行の高齢受給者証（白色）をお持ちの方は、今回の更新はありません。

問い合わせ 市民生活部保険・医療課  
（滝野庁舎） ☎48-3004



**対象者**  
四十歳～七十四歳（昭和九年四月一日生/昭和四十四年三月三十一日生）の加東市国民健康保険の被保険者で、今年度を実施したまちぐるみ総合健診で特定健康診査を受診されていない方

### 実施期間

六月十日（火）～八月三十一日（日）

### 実施医療機関

市が指定する医療機関で受診できます。